

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	10	担当課	男女参画・子育て支援課
法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	根拠条項	第3条第1項、第3項	許認可等の内容	認定こども園の認定
【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】 (幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等) 第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。 2 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。 一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第十条第二項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 二 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。 4 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。 一 次のいずれかに該当する施設であること。 イ 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ロ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 二 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 5 都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請					

があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

- 一 第一項若しくは第三項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。
- 四 次のいずれにも該当するものでないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、

認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の

程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例】

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- (3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (4) 別表の設備及び運営に関する基準に適合すること。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する施設であること。
 - ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- (2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (3) 別表の設備及び運営に関する基準に適合すること。

別表（第3条関係）

認定こども園の設備及び運営に関する基準

1 職員配置

- (1) 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。
- (2) 満3歳以上の子どもであつて、保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）及び幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

2 職員資格

- (1) 1(1)の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。
- (2) 1(1)の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状をいう。以下同じ。）又は保育士の資格のいずれかを有する者でなければならない。
- (3) (2)の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。
- (4) (2)の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするることができる。
- (5) 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

3 施設設備

- (1) 連携施設については、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にななければならない。ただし、次に掲げる要件の全てを満たすときは、この限りでない。
 - ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- (2) 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。以下同じ。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、(4)本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、(4)本文及び(9)）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320+100 \times (\text{学級数} - 2)$

- (3) 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- (4) (3)の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が(2)本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- (5) (3)の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準の全てを満たさなければならない。ただし、

既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、アに掲げる基準を満たすときは、イに掲げる基準を満たすことを要せず、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、イに掲げる基準を満たすときは、アに掲げる基準を満たすことを要しない。

ア 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

イ 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについてアの規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積 (平方メートル)
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以下	$400+80 \times (\text{学級数} - 3)$

(6) 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件の全てを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

ア 子どもが安全に利用できる場所であること。

イ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

ウ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

エ (5)の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

(7) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においても、当該認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、食事を提供するための適切な管理体制が確保されていること。

イ 認定こども園又は他の施設、保健所、市町等に配置されている栄養士により、栄養等に関する必要な配慮が行われること。

ウ 認定こども園外で調理し、搬入する者は、衛生、栄養等に関して必要な知識及び技能を有し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

エ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、それに基づく食事の提供に努めること。

(8) 園内で調理する方法により子どもに対する食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、食事を提供する子どもの数が20人に満たないときは、(3)の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においても、当該幼稚園型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(9) 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、(3)に規定する施設のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

4 教育及び保育の内容

(1) 認定子ども園における教育及び保育の内容は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定子ども園に関して主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する指針をいう。）に基づくものでなければならず、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定子ども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(2) 認定子ども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものでなければならない。

ア 教育及び保育の基本及び目標

イ 認定子ども園として配慮すべき事項

ウ 教育及び保育の計画並びに指導計画

エ 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成

オ 日々の教育及び保育の指導

カ 小学校教育との連携

5 保育者の資質向上等

認定子ども園は、規則で定めるところにより、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上を図らなければならない。

6 子育て支援事業

認定子ども園は、次に掲げる事項に留意して、子育て支援事業を実施しなければならない。

(1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等を通して、保護者の子育てを自ら実践する能力の向上を積極的に支援すること。

(2) 保護者が子育てに関し認定子ども園の利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。

(3) 地域の子育てを支援する団体等と連携し、地域の人材及び社会資源を活用すること。

7 管理運営等

(1) 認定子ども園は、1人の認定子ども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

(2) 認定子ども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して認定子ども園の長が定めなければならない。

(3) 認定子ども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて認定子ども園の長が定めなければならない。

(4) 認定子ども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

(5) 認定子ども園は、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。この場合において、認定子ども園は、地方公共団体との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(6) 認定子ども園は、耐震、防災、防犯その他子どもの健康及び安全を確保する体制を整備しなければならない。

(7) 認定子ども園は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整備しなければならない。

(8) 認定子ども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図らなければならない。

(9) 認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をしなければならない。